

告 示

埼玉県告示第九十三号

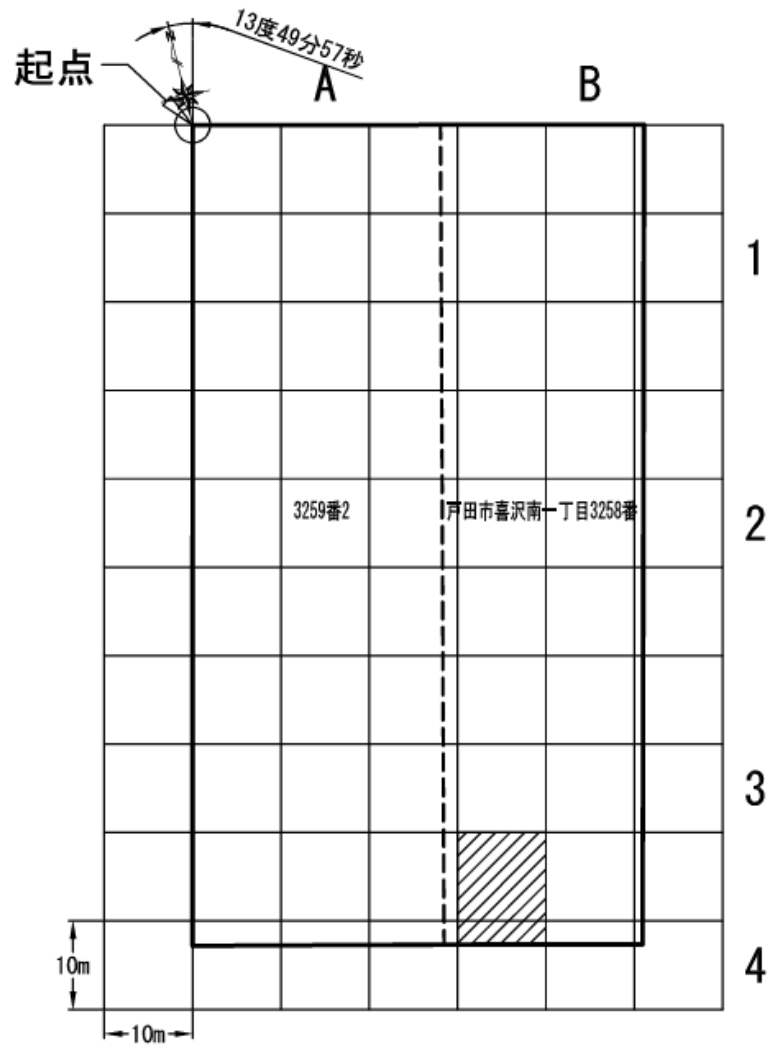
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県戸田市喜沢南一丁目三千二百五十八番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



凡 例

- 筆境界
- ▭ 敷地
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、戸田市喜沢南一丁目3259番2の最北端とする。

【格子の回転角度 13度49分57秒】
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。